

証券コード 9468

2023年5月31日

(電子提供措置の開始日) 2023年5月30日

株 主 各 位

東京都千代田区富士見2丁目13番3号

株式会社 K A D O K A W A

代表取締役社長 夏 野 剛

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://group.kadokawa.co.jp/ir/stock/>

(上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、「株主総会」を選択してください。)



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9468/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「KADOKAWA」又は「コード」に当社証券コード「9468」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



株主総会へのご来場につきましては、ご自身の健康状態をご考慮のうえ、書面又はインターネットによる議決権のご行使も含めて、ご判断いただきますようお願い申し上げます。なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使する場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、保護シールをお貼りのうえ、2023年6月21日(水曜日)の午後6時30分までに到着するようご返送くださるか、「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、2023年6月21日(水曜日)の午後6時30分までに、議案の賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月22日（木曜日）午後2時
（受付開始は午後1時を予定しております。）
2. 場 所 埼玉県所沢市東所沢和田三丁目31番地3
ところざわサクラタウン ジャパンパビリオン ホールA
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第9期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委
員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件

※株主総会の模様をインターネットでライブ配信いたします。詳細はリーフレット「株主総会ライブ配信等についてのご案内」をご覧ください。
※お土産のご用意はございません。何卒ご了承くださいませようお願いします。

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - ① 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
 - ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

1. 連結計算書類の連結注記表

2. 計算書類の個別注記表

なお、これらの注記表は、会計監査人が会計監査報告書を監査等委員である取締役が監査報告を作成するに際して監査を実施した連結計算書類又は計算書類の一部であります。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

〔当日は、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。〕

招集ご通知がスマホでも



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。



<https://p.sokai.jp/9468/>

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、中長期的な成長及び企業価値の向上を図るべく、出版、映像、ゲーム、Webサービス、教育事業等において、多彩なポートフォリオから成るIP (Intellectual Property) を安定的に創出し、さらにテクノロジーをより一層活用することで、それらを世界に広く展開することを中核とする「グローバル・メディアミックス with Technology」の推進を基本戦略としております。

当連結会計年度における業績は、売上高2,554億29百万円（前年同期比15.5%増）、営業利益259億31百万円（前年同期比40.0%増）、経常利益266億69百万円（前年同期比31.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益126億79百万円（前年同期比9.9%減）となりました。

当連結会計年度における各セグメントの業績は、以下のとおりです。なお、成長・重点領域としての事業の重要性が今後さらに高まると見込んでいるため、当連結会計年度より、従来「その他」に含めておりました「教育」を報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

[出版事業]

出版事業では、書籍、雑誌及び電子書籍・電子雑誌の販売、雑誌広告・Web広告の販売、権利許諾等を行っております。当事業においては、メディアミックス展開の重要な源泉として年間約5,000タイトルにおよぶ新作を継続的に発行しており、蓄積された豊富な作品アーカイブが当社グループ成長の原動力となっております。

電子書籍・電子雑誌は、市場全体の成長が継続していることに加え、当社が得意とする異世界ジャンルのコミックやメディアミックス作品等を中心に他社ストア向け販売・自社ストア売上ともに好調に推移し、増収となりました。

書籍・雑誌では、日本IPの人気を背景として、北米・アジアを中心に海外事業の売上成長が継続しました。国内では、新刊点数の増加や継続的な返品率改善を実現したものの、市場全体の縮小影響が大きく、減収となりました。新刊では、『陰の実力者になりたくて! (8)』、『ファイブスター物語 (17)』(コミック)、『パンどろぼう おにぎりぼうやのたびだち』(児童書)等の販売が好調に推移しました。権利許諾収入は増収となりました。

費用面では、中長期的な成長を見据えた人材への投資、インフレによる紙書籍の資材費等が増加しました。

この結果、当事業の売上高は1,399億90百万円（前年同期比5.3%増）、セグメント利益（営業利益）は131億55百万円（前年同期比24.3%減）となりました。

なお、さらなる返品削減、製造コスト削減、利益率の向上に向け、埼玉県所沢市において2021年4月より書籍製造ラインの稼働を開始し、文庫やライトノベル、新書、コミックス等のデジタル印刷による小ロット・適時製造を行っております。現在、製造ライン拡張を推進していることに加え、物流設備についても将来の稼働に向け、準備を進めております。

[映像事業]

映像事業では、実写映像及びアニメの企画・製作・配給、映像配信権等の権利許諾、パッケージソフトの販売等を行っております。

アニメでは新作本数の増加に加え、メディアミックス作品である『オーバーロードⅣ』や『陰の実力者になりたくて！』等の国内向け配信売上や海外向け売上が伸長し、引き続き力強く成長しました。実写映像では、劇場新作『わたしの幸せな結婚』や制作受託の貢献により増収となりましたが、第2四半期に一部の作品において一過性の評価減が発生しました。

この結果、当事業の売上高は432億89百万円（前年同期比30.7%増）、セグメント利益（営業利益）は21億69百万円（前年同期比61.8%増）となりました。

[ゲーム事業]

ゲーム事業では、ゲームソフトウェア及びネットワークゲームの企画・開発・販売、権利許諾等を行っております。

記録的大ヒットとなったゲーム作品である『ELDEN RING』が増収増益に大きく貢献しました。なお同作は海外ゲームアワード「The Game Awards 2022」において「Game of the Year」を受賞しました。また、共同・受託開発事業や㈱スパイク・チュンソフトの新作、自社IPのモバイルゲーム化作品である『陰の実力者になりたくて！マスターオブガーデン』も増収に貢献しました。

この結果、当事業の売上高は303億51百万円（前年同期比55.7%増）、セグメント利益（営業利益）は142億18百万円（前年同期比173.4%増）となりました。

[Webサービス事業]

Webサービス事業では、動画コミュニティサービスの運営、各種イベントの企画・運営、モバイルコンテンツの配信等を行っております。

動画コミュニティサービスでは、動画配信サービス「ニコニコ」の月額有料会員（プレミアム会員）が3月末には131万人となり、前年3月末からは減少となりましたが、動画にアイテムを贈る「ギフト」や広告等の伸長により増収となりました。各種イベントの企画・運営では、今後のクリエイター投稿とユーザー視聴のさらなる増加を企図した『ニコニコ超会議2022』をリアル会場でも開催しました。コロナ禍ながら9.6万人が来場したことにより、チケット・物販売上が増収に貢献しましたが、大規模開催のための費用増加により、全体では減益となりました。

この結果、当事業の売上高は220億63百万円（前年同期比3.4%増）、セグメント利益（営業利益）は16億41百万円（前年同期比18.5%減）となりました。

[教育事業]

教育事業では、専門学校運営及びオンライン教育のための教育コンテンツ・システム提供等を行っております。

クリエイティブ分野の人材育成スクールを運営する(株)バンタンでは、前期の新コース設立及び展開地域拡大や、ゲームクリエイターを多く輩出する「バンタンゲームアカデミー」等の生徒数が引き続き増加したことにより、増収増益に貢献しました。また、インターネットによる通信制高校であるN高等学校・S高等学校でも通学コース向け新キャンパスの開設等により生徒数が順調に増加しており、同校等に教育コンテンツ・システムの提供を行う(株)ドワンゴの収益貢献により、引き続き好調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は124億75百万円（前年同期比15.5%増）、セグメント利益（営業利益）は17億68百万円（前年同期比138.2%増）となりました。

[その他事業]

その他事業では、IP体験施設の運営、キャラクターグッズ等の企画・販売を行うMD事業等を行っております。

IP体験施設の運営では、集客に苦戦する中、ところざわサクラタウンにおける施設横断的なイベント展開等の取り組みもあり、増収となりました。MD事業においても増収となりました。また、その他新規事業では一部サービスの開始等により売上高・営業利益ともに改善しました。

この結果、当事業の売上高は171億99百万円（前年同期比49.7%増）、セグメント損失（営業損失）は45億35百万円（前年同期 営業損失49億26百万円）となりました。

東京2020オリンピック・パラリンピックのスポンサー選考にかかり、当社役職員が贈賄の容疑で逮捕・起訴されました問題につきましては、関係するすべての皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

当社は、2023年1月23日に公表しましたとおり、本件に関する事実関係の調査、本件を生じさせた当社のガバナンス、内部統制を含めた根本的な原因の究明や再発防止策の提言を目的として設置されたガバナンス検証委員会より、同日付で調査報告書を受領しております。

当社はガバナンス体制をより強化するため、2023年5月11日開催の取締役会において、2023年6月22日開催の第9期定時株主総会に、指名委員会等設置会社への移行を内容とする定款一部変更の件を付議すること、及び同議案が株主総会において承認されることを条件として社外取締役を過半数とする指名委員会等設置会社移行後の役員の異動を決議いたしました。また、ガバナンス検証委員会のすべての提言項目に対応すべく、五輪事案の再発防止策具体化を目的として設置した経営改革推進委員会において、取締役会の監督機能強化と執行の役割分担明確化、企業風土の改善、法令順守意識の醸成等を検討のうえ、その結果を取締役会へ報告し、課題の解消を進めております。

(2) 設備投資の状況

① 設備投資の概要

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、77億33百万円であり、その事業別の主な内容は次のとおりであります。

事業区分	金額	主 内 容
出版事業	4,829百万円	書籍の製造・物流拠点の建設及び自社電子書籍サイトの機能拡張等
映像事業	413	ムビチケ機能拡張のシステム開発等
ゲーム事業	290	ゲームアプリ開発費用、開発用機材の購入等
Webサービス事業	87	動画コミュニティサービスのサーバ強化及びシステムの開発等
教育事業	710	教育事業のスクール運営設備等
その他	1,195	社内ネットワーク設備の構築等
全社（共通）	206	角川本社ビル隣接地の取得等
合計	7,733	

(注) 設備投資の金額には、有形固定資産のほか無形固定資産のうちソフトウェア及びソフトウェア仮勘定を含めております。

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設（2023年3月31日現在）

前連結会計年度末において計画中であつたところざわサクラタウン（埼玉県所沢市）の書籍製造・物流工場のうち、製造工場については一部稼働しており、物流工場については稼働に向けた準備を進めております。製造・物流工場の投資予定総額191億円に対する、製造設備及び建物等取得にかかる建設施工費等、既支払額は170億91百万円であります。

(3) 資金調達状況

- ① 当社は、事業資金の機動的かつ効率的な調達を行うため、複数の取引銀行と合計150億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該コミットメントライン契約に係る借入実行残高はありません。
- ② 当社の連結子会社である(株)フロム・ソフトウェアは、当連結会計年度において、ゲームIPの企画・開発力の強化及び世界市場における自社パブリッシングの範囲拡大に向けた体制構築を目的として、中国テンセントグループの中核会社Tencent Holdings Limited（騰訊控股有限公司、本社：深セン市）が間接的に完全保有する子会社であるSixjoy Hong Kong Limited（本社：香港）及びソニーグループ(株)（本社：東京都港区）の子会社である(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント（本社：東京都港区）に対する第三者割当の方法による普通株式発行により364億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、国内出版市場においては電子出版が継続的に成長する中、紙出版は減少傾向が継続しています。一方で、海外でのコミック市場を中心とする日本コンテンツ需要の拡大が継続し、当社を取り巻く事業環境がますます国際化しております。

映画館やイベントについては、国内興行収入はコロナ禍前2019年の8割程度の水準に戻しており、規制緩和によりリアルイベント市場も回復傾向にあります。

また、映像配信、オンラインゲーム及びオンラインライブの普及により、デジタルのコンテンツ需要が世界的に高まるとともにコンテンツを中心に他者につながる楽しみ方も広がっております。

こうした事業環境を捉え、当社は「グローバル・メディアミックス with Technology」を中期計画の基本方針とし、テクノロジーの進化を柔軟に取り込み事業のデジタルシフトを進めながら、IP創出と海外展開を強化するとともに、ファンコミュニティ運営を強化することで、IP価値の最大化と継続的な業績拡大に努めてまいります。

加えて、クリエイティビティ、モチベーション、テクノロジーをキーワードに従業員一人ひとりが創造性を最大限発揮できる社内基盤整備を継続し、イノベーション創出に挑戦してまいります。

事業別の状況及び課題は以下のとおりです。

[出版事業]

引き続き強力なIPの創出に努め、グローバルな作品流通を増やすとともに、国内では製造・物流の改革による返品率のさらなる改善や編集DXによる生産性の改善を進めてまいります。

IP創出においては、国内での小説投稿サイト「カクヨム」や「魔法のiらんど」等を通じたネット投稿作品の開発を継続強化するとともに、海外子会社と一体となってグローバルに作品を開発してまいります。また、スマートフォン読者層を拡大するため、縦スクロール漫画についても専用レーベル「タテスクコミック」を中心に開発本数を拡大してまいります。

グローバルな作品流通においては、多言語化の制作投資を行い、電子書籍でのサイマル流通や紙書籍での流通を拡大してまいります。

雑誌では、Webメディアを中心にデジタルシフトをさらに進めながら、収益性の向上に取り組んでまいります。

電子書籍では、電子書籍配信プラットフォーム「BOOK☆WALKER」において英語圏・繁体字圏に続いてタイ語での展開を2023年3月28日より開始いたしました。またIP創出においても、英語、中国語、マレー語、タイ語の賞を設けた「TATESC COMICS Global Awards」を開催しており、縦スクロール漫画、コミック、及びライトノベル等のテキスト系コンテンツのグローバル市場開拓に引き続き注力してまいります。

また、動画や音声コンテンツによる新たな体験価値の創出、児童書等の商品化の拡大、dマガジン等の他プラットフォームとの連携、及び電子書籍のサブスクリプションサービスを推進し、多様な楽しみ方を世界中の読者に提案してまいります。

[映像事業]

映像では、グローバルな映像配信に対応した企画制作一貫通貫のIP創出体制を確立するべく、映像製作力の強化を進めております。

アニメでは引き続き自社制作力を強化し良質な作品をラインナップしながら制作規模を拡大してまいります。また、北米を中心とするマーケティングを強化し作品認知度を上げ、国内及び海外市場における権利販売や映像配信事業に注力してまいります。

実写映像の製作・配給におきましては、予算や契約の管理強化を含めた総合的な製作力の強化を進めてまいります。また、映像配信市場に対応した映画やドラマの海外企業との共同製作を推進するとともに、視聴態様の多様化に対応するための新たな枠組を引き続き検討してまいります。

[ゲーム事業]

ゲームでは、国内を含む世界市場が拡大する中で、当社原作のスマートフォンゲーム開発実績がスタートしており、今後は開発ラインを拡大しながら、メディアミックスによるさらなる収益力の向上を図ってまいります。

PCや据置機のゲームにおいては、『ELDEN RING』の記録的大ヒットによるブランド力や開発力の高さを活用し、『ARMORED CORE』等の当社グループのシリーズタイトルの開発や他社からの受託開発を引き続き行ってまいります。

[Webサービス事業]

Webサービスでは、ニコニコのプレミアム会員数を増加に転じさせるための継続的な取組みとニコニコチャンネルにおけるファンコミュニティの強化を行ってまいります。また、サービスの向上と開発効率の向上及び長期的な費用低減を行うため、クラウドサーバを活用したデジタルインフラへの投資を継続的に行ってまいります。

各種イベントの企画・運営では、2023年4月22日～4月30日の9日間にわたり日本最大級のユーザー参加型イベント「ニコニコ超会議」を開催いたしました。ネットとリアルハイブリッドで開催し、4月29日～30日の幕張メッセでのリアル開催には昨年比24%増の11万8,797人にご来場いただきました。こうした大型イベントでユーザーの一体感と満足度を高めるとともに、ネットでの投稿や視聴を促進しユーザーの参加機会を拡大いたします。同時にイベントの選択と集中を高め収益の改善を図ってまいります。

[教育事業]

教育事業では、インターネットによる通信制高校であるN高等学校及びS高等学校の継続的な生徒数増加に伴い、両校等への教育コンテンツ提供事業が成長しているとともに、VR学習教材を提供することで教育コンテンツの高度化も進めております。今後により付加価値の高いコンテンツを提供することで収益拡大を目指してまいります。

(株)バンタンにおいては、マンガやアニメ等グループシナジーを活用した分野の新コース設立、及び既存コースのエリア拡大により継続成長を図ってまいります。

[その他事業]

その他事業では、角川武蔵野ミュージアム、イベント、飲食などの商業施設を展開するところざわサクラタウンをはじめとするIP体験施設運営事業に関し、収益改善が困難なEJアニメホテル及び成田アニメデッキについて運営事業からの撤退と2023年上期中の営業終了を決議し、持続可能な事業への再編成を進めております。

今後のさらなる来場者増に向けて、企画イベントの質的向上やIP体験施設運営事業のノウハウを他施設に展開することで、引き続き収益力を高めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2020年 3 月期)	第 7 期 (2021年 3 月期)	第 8 期 (2022年 3 月期)	第 9 期 (2023年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	204,653	209,947	221,208	255,429
経 常 利 益 (百万円)	8,787	14,369	20,213	26,669
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	8,098	9,584	14,078	12,679
1 株当たり当期純利益 (円)	65.06	77.42	105.96	90.91
総 資 産 (百万円)	242,995	269,648	325,319	382,898
純 資 産 (百万円)	107,375	129,524	175,740	223,171
1 株当たり純資産 (円)	855.77	987.83	1,234.46	1,450.27

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しております。
2. 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2020年 3 月期)	第 7 期 (2021年 3 月期)	第 8 期 (2022年 3 月期)	第 9 期 (2023年 3 月期)
営業収益又は売上高 (百万円)	84,049	119,821	114,656	129,883
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△249	6,098	7,635	5,111
当 期 純 利 益 (百万円)	23,828	4,151	6,446	806
1 株当たり当期純利益 (円)	191.43	33.54	48.52	5.78
総 資 産 (百万円)	210,479	238,143	287,446	335,141
純 資 産 (百万円)	79,275	96,401	132,367	128,095
1 株当たり純資産 (円)	644.26	747.81	950.56	917.17

- (注) 1. 第6期において、2019年7月1日付で連結子会社(株)KADOKAWA(現(株)KADOKAWA Future Publishing)の全ての事業(但し、(株)ビルディング・ブックセンター及び(株)KADOKAWA KEY-PROCESSの株式の所有に係る事業を除く)を吸収分割により承継し、純粋持株会社から事業持株会社へ移行しております。
2. 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) ド ワ ン ゴ	100百万円	100.0%	Webサービス事業、 教育事業
(株) ブ ッ ク ウ ォ ー カ ー	100	100.0	出版事業
(株) 角 川 ア ス キ ー 総 合 研 究 所	85	100.0	出版事業
(株) KADOKAWA Game Linkage	100	100.0	出版事業
(株) 毎 日 が 発 見	100	81.2	出版事業
(株) ビルディング・ブックセンター	100	100.0	出版事業
(株) ム ー ビ ー ウ ォ ー カ ー	100	87.9	映像事業
(株) 角 川 大 映 ス タ ジ オ	100	100.0	映像事業
グ ロ ー ビ ジ ョ ン (株)	100	100.0	映像事業
(株) E N G I	100	53.0	映像事業
(株) フ ロ ム ・ ソ フ ト ウ ェ ア	18,468	69.7	ゲーム事業
(株) ス パ イ ク ・ チ ュ ン ソ フ ト	480	100.0	ゲーム事業
(株) バ ン タ ン	90	100.0	教育事業
(株) 角 川 メ デ ィ ア ハ ウ ス	100	100.0	その他
(株) KADOKAWA Connected	50	100.0	その他
KADOKAWA HOLDINGS ASIA LTD.	206 (百万香港ドル)	100.0	その他
広州天聞角川動漫有限公司	30 (百万人民币)	47.6	出版事業
台湾角川股份有限公司	158 (百万台湾ドル)	100.0	出版事業
KADOKAWA WORLD ENTERTAINMENT, INC.	35 (百万米ドル)	100.0	出版事業
YEN PRESS, LLC	4 (百万米ドル)	51.0	出版事業
J - Novel Club LLC	0 (百万米ドル)	66.7	出版事業
SPIKE CHUNSOFT, INC.	1 (百万米ドル)	100.0	ゲーム事業

- (注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでおります。
2. 成長・重点領域としての事業の重要性が今後さらに高まると見込んでいるため、当連結会計年度より、従来「その他」に含めておりました「教育」を報告セグメントとして記載する方法に変更しております。
3. 広州天聞角川動漫有限公司は議決権の所有割合は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としております。
4. (株)角川ゲームスにつきましては、当連結会計年度において清算したため、連結子会社の対象から除いております。

(7) 事業の譲渡・譲受け、会社分割、合併及び他の会社の株式等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
出版事業	書籍の出版・販売等
	電子書籍・電子雑誌の出版・販売等
	雑誌の出版・販売、Web広告の販売等
映像事業	映像配信権等の権利許諾、映像パッケージソフトの販売、実写映像及びアニメの企画・製作・配給等
ゲーム事業	ゲームソフトウェア及びネットワークゲームの企画・開発・販売等
Webサービス事業	(ポータル) 動画コミュニティサービスの運営等
	(ライブ) 各種イベントの企画・運営等
	(モバイル) モバイルコンテンツの配信等
教育事業	オンライン教育事業、専門学校の企画・運営等
その他	キャラクターグッズの企画・販売、IP体験施設の運営、他

(9) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区
と ころ ざ わ さ く ら た う ん	埼玉県所沢市

② 子会社

名 称	所 在 地
(株) ド ワ ン ゴ	東京都中央区
(株) ビルディング・ブックセンター	埼玉県入間郡
(株) 角 川 大 映 ス タ ジ オ	東京都調布市
グ ロ ー ビ ジ ョ ン (株)	東京都新宿区
(株) バ ン タ ン	東京都渋谷区

(10) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
出版事業	2,540 (1,344) 名
映像事業	557 (233)
ゲーム事業	605 (65)
Webサービス事業	711 (66)
教育事業	511 (295)
その他	480 (359)
全社(共通)	452 (270)
合計	5,856 (2,632)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、グループ外への出向者(兼務出向を含む)を除き、受入出向者、執行役員を含んでおります。
2. 臨時従業員(有期契約社員、派遣社員)の人数については、使用人数の括弧内に年間の平均人数を外数で記載しております。
3. 全社(共通)の使用人数は、当社及び複数事業区分を持つ子会社の間接部門の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
1,998 (1,002) 名	41.9歳	3.1年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、グループ内外への出向者(兼務出向を含む)を除き、受入出向者、執行役員を含んでおります。
2. 臨時従業員(有期契約社員、派遣社員)の人数については、使用人数の括弧内に年間の平均人数を外数で記載しております。
3. 平均勤続年数は、連結子会社(株)KADOKAWA(現(株)KADOKAWA Future Publishing)の全ての事業(但し、(株)ビルディング・ブックセンター及び(株)KADOKAWA KEY-PROCESSの株式の所有に係る事業を除く)を承継する吸収分割により事業持株会社に移行した、2019年7月1日を起算日としております。

(11) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	24,068 百万円
(株)三井住友銀行	20,000
(株)三菱UFJ銀行	9,000
(株)りそな銀行	8,000
(株)埼玉りそな銀行	4,000

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年6月24日開催の第8期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 当社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- | | |
|---------------|----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 520,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 141,784,120株 (自己株式257株を含む) |
| ③ 株主数 | 37,073名 |
| ④ 大株主 (上位11名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	16,936千株	11.95%
K S D - N H (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店 ダイレクト・カストディ・クリアリング業務部)	12,577	8.87
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	10,228	7.21
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券(株))	9,928	7.00
川 上 量 生	8,193	5.78
日 本 電 信 電 話 (株)	4,080	2.88
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 (常任代理人日本マスタートラスト信託銀行(株))	3,428	2.42
(株)バンダイナムコホールディングス	3,060	2.16
角 川 歴 彦	2,927	2.06
(株)サイバーエージェント	2,844	2.01
ソ ニ ー グ ル ー プ (株)	2,844	2.01

- (注) 1. 当社は、自己株式257株を保有しておりますが、自己株式257株には、当社と連結子会社の役員向け株式報酬制度及び従業員向けESOP制度の信託財産として(株)日本カストディ銀行(信託口)が所有している当社株式2,121千株を含んでおりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

		株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	62,519株	5名
	社外取締役	—	—
取締役 (監査等委員)		—	—

- (注) 1. 事業報告「会社役員の状況 [取締役及び監査役の報酬等の総額]」に記載の当社の株式報酬制度に基づく交付であります。
2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	夏野 剛	社長執行役員 トランス・コスモス(株)社外取締役監査等委員 グリー(株)社外取締役 USEN-NEXT HOLDINGS(株)社外取締役 日本オラクル(株)社外取締役 (株)ドワンゴ 代表取締役社長 近畿大学特別招聘教授情報学研究所長 HRソリューションズ(株)社外取締役
代表取締役	山下 直久	執行役員
取締役	村川 忍	執行役員 (株)ビルディング・ブックセンター代表取締役社長 (株)モバイルブック・ジェーピー社外取締役
取締役	加瀬 典子	(株)角川アスキー総合研究所代表取締役社長
取締役	川上 量生	(株)ドワンゴ顧問 公益財団法人角川文化振興財団理事長
取締役	周 欣寧	(株)KADOKAWA Global Marketing代表取締役社長
取締役	鵜浦 博夫	日本電信電話(株)特別顧問 三菱重工業(株)社外取締役監査等委員
取締役	ジャーマン・ルース マリー	(株)ジャーマン・インターナショナル代表取締役社長 富士紡ホールディングス(株)社外取締役
取締役監査等委員	森 泉 知行	—
取締役監査等委員	船津 康次	トランス・コスモス(株)取締役相談役 (株)ディー・エヌ・エー社外取締役
取締役監査等委員	渡邊 顯	法律事務所Comm&Path弁護士 アジアパイルホールディングス(株)取締役 前田道路(株)社外取締役 (株)レオパレス21社外取締役

- (注) 1. 取締役鵜浦博夫氏及びジャーマン・ルース マリー氏並びに取締役監査等委員森泉知行氏、船津康次氏及び渡邊顯氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会室を設置しており、監査等委員会の機能を支援することが可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 社外取締役船津康次氏は2022年6月22日付でトランス・コスモス(株)取締役相談役に就任しております。
4. 当社は、2022年6月24日開催の第8期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役高山康明氏、渡辺彰氏、渡邊顯氏及び菊地麻緒子氏は任期満了により退任し、このうち、渡邊顯氏は取締役監査等委員に選任され就任いたしました。また、森泉知行氏及び船津康次氏が取締役監査等委員に新たに選任され就任いたしました。
5. 2022年6月24日開催の第8期定時株主総会において、村川忍氏が取締役に選任され就任いたしました。
6. 取締役川上量生氏は2022年6月27日付で公益財団法人角川文化振興財団の理事長に就任しております。

7. 代表取締役社長夏野剛氏は2022年6月28日付でHRソリューションズ(株)の社外取締役に就任しております。
8. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
角川 歴彦	取締役会長	取締役	2022年10月5日
松原 眞樹	取締役副会長	取締役	2022年10月5日

9. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況
角川 歴彦	2022年11月4日	辞任	取締役
松原 眞樹	2023年3月31日	辞任	取締役

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役において法令の定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		固定報酬	変動報酬	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	387百万円 (28百万円)	174百万円 (28百万円)	165百万円 (-)	48百万円 (-)	13名 (4名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	27百万円 (27百万円)	27百万円 (27百万円)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
監査役 （うち社外監査役）	14百万円 (5百万円)	14百万円 (5百万円)	0百万円 (-)	- (-)	4名 (2名)
合計 （うち社外役員）	428百万円 (60百万円)	215百万円 (60百万円)	165百万円 (-)	48百万円 (-)	20名 (9名)

- (注) 1. 上記には、2022年6月24日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役4名（うち社外監査役2名）、当期中に退任した取締役2名を含んでおります。また、員数の合計は延べ人数であり、実際の支給員数は17名（うち社外役員6名）であります。
2. 当社は、2022年6月24日開催の第8期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。上記監査役の報酬等の総額は、2022年6月24日開催の第8期定時株主総会終結の時をもって退任した、監査役4名（うち社外監査役2名）在任中の報酬等の額となります。
3. 上記には、当事業年度に支給した2022年3月期に係る株式報酬を記載しております。2023年3月期に係る株式報酬につきましては、現時点で金額が確定していないため、上記の支給額には含めておりませんが、会計上は役員株式給付引当金を計上しております。

ロ.業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等である変動報酬（金銭報酬）及び非金銭報酬である株式報酬にかかる業績指標の内容等については、「ホ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

当事業年度の支給額の算定基礎のうち、評価指標としている連結業績の実績（2022年3月期）は、連結売上高221,208百万円、連結営業利益18,519百万円であります。また、部門毎の達成度合いは80%～160%程度であります。

ハ.非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「ホ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであり、業績達成度の判定に際しては、持続的な企業価値向上のため当社が経営指標としている連結営業利益を株式報酬制度にかかる指標とし、当該指標の各事業年度における値を当社の過去の実績値に照らして判定しております。また、当事業年度における交付状況は、「2.（1）⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ニ.取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の金銭報酬の額は、2015年6月23日開催の第1期定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役分年額5千万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役は3名）です。また、同株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して、連続する3事業年度ごとを対象に合計12億円（年間4億円相当）を上限とする金銭を抛出し、信託期間3年の信託により取得する株式報酬を決議しております。監査役の報酬限度額は、2019年6月20日開催の第5期定時株主総会において、年額7千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

監査等委員会設置会社移行後の監査等委員を除く取締役の金銭報酬の額は、2022年6月24日開催の第8期定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役分年額5千万円以内）と決議しております。また、同株主総会において、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対して、連続する3事業年度ごとを対象に合計12億円（年間4億円相当）を上限とする金銭を抛出し、信託期間3年の信託により取得する株式報酬を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は2名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第8期定時株主総会において、年額7千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

ホ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を以下のとおり決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・評価報酬委員会において適切に決定していることから、取締役会で決議された決定方針に沿うものと判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各々の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、（1）金銭報酬として、①基本報酬及び職務報酬から成る固定報酬、並びに、②業績連動報酬である変動報酬のほか、（2）非金銭報酬として、業績連動報酬である株式報酬で構成し、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、金銭報酬である固定報酬のみで構成する。

2. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

固定報酬は、対象取締役の役位や担当職務に応じた基準額に基づき決定する。また固定報酬は、月例にて支払うこととする。

3. 業績連動報酬等である変動報酬（金銭報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である変動報酬は、対象取締役の固定報酬に基づき基準額を定め、業績及び担当職務における成果に応じて評価し、基準額の20%～200%の範囲内で支給額を決定する。

業績連動報酬である変動報酬の評価は、対象取締役の役割に応じて、連結業績、部門業績、個人定性目標を合計100%になるようにウェイト付けして評価する。

業績連動報酬である変動報酬の評価指標は、当社グループの成長性・収益性を重視する観点から連結売上高と連結営業利益を基礎とする。

業績連動報酬である変動報酬は、月例の固定報酬とともに支払うこととする。

4. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等として、株式報酬制度を採用する。

株式報酬制度は、当社が拠出する金銭を原資として設定した信託を通じて当社株式の取得を行い、各事業年度における業績達成度及び会社業績に対する個人貢献度に応じて、株式交付規程に基づき当社株式を交付する業績連動型株式報酬制度とする。

株式報酬制度では、持続的な企業価値向上のため当社が経営指標としている連結営業利益を、株式報酬制度にかかる指標及び業績達成度の判定基礎にする。

株式報酬は、毎年6月に、各事業年度における業績達成度及び会社業績に対する個人貢献度等に応じたポイントを付与する。

株式報酬の交付を決定した場合には、50%を交付を決定した年の8月に、残る50%を交付を決定した年の3年後の8月に交付する。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の固定報酬と変動報酬の比率は、原則として50%：50%を基準として設定する。株式報酬については、固定報酬との支給割合は特に定めないものとする。

6. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、株主総会後に行われる取締役会において、指名・評価報酬委員会に決定を一任することを決議する。指名・評価報酬委員会は、独立社外取締役の全員と代表取締役、役付取締役から構成され、委員長は独立社外取締役が就任し、独立社外取締役が委員の過半数を占める。

同委員会において上記の基本方針に従い、取締役報酬限度額内で検討、決定する。

へ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、指名・評価報酬委員会に対し、各取締役の全ての報酬の額の決定を委任しております。同委員会は、独立社外取締役の全員（5名）と代表取締役、役付取締役（3名）から構成され、委員長は独立社外取締役が就任し、独立社外取締役が委員の過半数を占めております。

委員長：鶴浦博夫

委員：森泉知行、船津康次、ジャーマン・ルース マリー、渡邊顯

角川歴彦、夏野剛、山下直久

※各委員の当社における地位及び担当は、「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりです。

※2022年10月5日付で指名・評価報酬委員の変更を行い、森泉知行氏、船津康次氏、渡邊顯氏、角川歴彦氏、山下直久氏が退任しました。

委任した理由は、独立社外取締役が過半数を占め、委員長は独立社外取締役が就任することにより、客観的かつ中立的な立場で報酬決定を行うことができると判断したためであります。また、指名・評価報酬委員会がその権限を適切に行使されるようにするため、指名・評価報酬委員会規則を制定し、当該規則に基づく運営としております。

また、個人別の報酬等の内容については、委員長は独立社外取締役が就任し、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・評価報酬委員会が上記の基本方針に従い直接報酬等の額を決定しているため、取締役会として、方針に沿うものであると判断しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の対象となる被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び監督者としての権限を有する従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等に起因して、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象としないこととしております。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

	重要な兼職の状況
取締役 鵜浦博夫	日本電信電話(株)特別顧問 三菱重工業(株)社外取締役監査等委員
取締役 ジャーマン・ルース マリー	(株)ジャーマン・インターナショナル代表取締役社長 富士紡ホールディングス(株)社外取締役
取締役監査等委員 森泉知行	—
取締役監査等委員 船津康次	トランス・コスモス(株)取締役相談役 (株)ディー・エヌ・エー社外取締役
取締役監査等委員 渡邊 顯	法律事務所Comm&Path弁護士 アジアパイルホールディングス(株)取締役 前田道路(株)社外取締役 (株)レオパレス21社外取締役

(注) 1. 当社は、取締役鵜浦博夫氏及びジャーマン・ルース マリー氏並びに取締役監査等委員森泉知行氏、船津康次氏及び渡邊顯氏の5名を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所に届け出ております。なお当社では、独立役員の指定に際し、その独立性の基準として、(株)東京証券取引所が定める独立性基準に加えて当社との取引等において金額等の基準を以下のよう

に定めております。

・以下のいずれにも該当しないこと

- ①当社グループを取引先とし、当社グループに対する当該取引先の売上高が、当該取引先の直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、当該取引先の連結売上高の2%以上となる者、又はその業務執行者
 - ②当社グループの取引先であり、当該取引先に対する売上高が、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において当社連結売上高の2%以上となる者、又はその業務執行者
 - ③当社が多額の借入れ（借入額が直近事業年度末の当社連結総資産額の2%以上）をしている金融機関の業務執行者
 - ④当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産として、現在及び過去3年間において、個人の場合、受け取っている金額が年間1,000万円以上、法人の場合、過去3年間の平均報酬額が当該法人の総売上高の2%以上を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
 - ⑤当社グループからの寄付の合計額が、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、年間1,000万円又は当該事業年度における寄付を受けた団体の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体の業務執行者
 - ⑥現在及び過去3年間において当社グループの会計監査人であった者（法人であるときは、当社グループの監査業務を担当していた者）
 - ⑦当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者（法人であるときは、その業務執行者）
2. 当社グループとトランス・コスモス(株)の間には、業務委託費の支払い、システム運営費の支払い等の取引がありますが、その取引高は322百万円で、同社連結売上高の0.09%未満であり、取締役船津康次氏は当社独立役員基準を満たしております。
3. その他の各兼職先と当社との間に特記すべき取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取 締 役 会		監 査 等 委 員 会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役 鶴 浦 博 夫	18回中18回	100%	－	－
取 締 役 ジャーマン・ルース マリー	18回中18回	100%	－	－
取締役監査等委員 森 泉 知 行	18回中18回	100%	23回中23回	100%
取締役監査等委員 船 津 康 次	18回中18回	100%	23回中23回	100%
取締役監査等委員 渡 邊 顯	18回中18回	100%	23回中22回	96%

(注) 当事業年度におきましては、合計18回の取締役会（定時取締役会12回、臨時取締役会6回）を開催しました。また、当事業年度におきましては、合計23回の監査等委員会を開催しました。

(イ) 取締役会・監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要

- ・取締役鶴浦博夫氏は、国内外における最先端分野の企業経営者としての見地から、豊富な経験と高い見識を活かした助言・提言を行っております。また、指名・評価報酬委員会の議長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や、役員報酬の決定過程における監督機能を主導しております。
- ・取締役ジャーマン・ルース マリー氏は、グローバル展開、インバウンド事業及び女性の活躍支援等での豊富な経験と高い見識を活かした助言・提言を行っております。また、指名・評価報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や、役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
- ・取締役監査等委員森泉知行氏は、ケーブルテレビ事業をはじめとする企業経営者としての見地から、豊富な経験と高い見識を活かし助言・提言を行っております。
- ・取締役監査等委員船津康次氏は、IT分野における専門的な知見や企業経営者としての見地から、豊富な経験と高い見識を活かした助言・提言を行っております。
- ・取締役監査等委員渡邊顯氏は、主に弁護士としての専門的見地から、法令遵守等についての助言・提言を行っております。

(ウ) 法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

- ・当事業年度中の2022年8月から10月にかけて、東京2020オリンピック・パラリンピックのスポンサー選考に関し、東京地方検察庁より捜査を受け、当社役職員が贈賄の容疑で逮捕、起訴されました。
- ・取締役鶴浦博夫氏は、本事案が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。従前から取締役会等において法令遵守の実効性について監督を行ってお

り、同氏は本事案判明後に設置したガバナンス検証委員会において委員を務め、本事案の調査及び原因究明並びに再発防止策の提言を行いました。また、検証委員会の報告を受け設置した経営改革推進委員会の委員として本事案の再発防止策の推進を行う等、その職責を果たしております。

- ・取締役ジャーマン・ルース マリー氏は、本事案が判明するまでその事実を認識していませんでしたが、従前から取締役会等において法令遵守の実効性について監督を行っており、また、同氏は本事案判明後に設置したガバナンス検証委員会において委員を務め、本事案の調査及び原因究明並びに再発防止策の提言を行う等、その職責を果たしております。
- ・取締役監査等委員森泉知行氏は、本事案が判明するまでその事実を認識していませんでしたが、従前から取締役会等において法令遵守の実効性について監督を行っております。また、同氏は監査等委員として執行側の事案対応をモニタリングした他、経営改革推進委員会の委員として本事案の再発防止策の推進を行う等、その職責を果たしております。
- ・取締役監査等委員船津康次氏は、本事案が判明するまでその事実を認識していませんでしたが、従前から取締役会等において法令遵守の実効性について監督を行っております。また、同氏は監査等委員として執行側の事案対応をモニタリングし、内部統制の更なる強化と再発防止に向けた提言を行う等、その職責を果たしております。
- ・取締役監査等委員渡邊顯氏は、本事案が判明するまでその事実を認識していませんでしたが、従前から取締役会等において法令遵守の実効性について監督を行っております。また、同氏は監査等委員として執行側の事案対応をモニタリングし、内部統制の更なる強化と再発防止に向けた提言を行う等、その職責を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	金 額
公認会計士法第2条第1項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	100百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	100百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に係る報酬等と金融商品取引法に基づく監査に係る報酬等の額を区別しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、過去の報酬実績、報酬見積額の算出根拠等を確認し検討した結果、相当であると判断し、上記報酬等の額に同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち台湾角川股份有限公司、KADOKAWA HOLDINGS ASIA LTD.及び広州天聞角川動漫有限公司は、当社の会計監査人以外の現地に所在する監査法人（Ernst&Youngのメンバーファーム）による監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人を評価し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

④ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と当社との間に、責任限定契約は締結されていません。

⑤ 補償契約の内容の概要等

会計監査人と当社との間に、補償契約は締結されていません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）は、以下のとおりであります。（最終改定 2022年6月24日）

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、企業倫理に則り、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。
 - イ. コンプライアンスを尊重する社内風土を醸成するため、コンプライアンス委員会を設置する。
 - ウ. 役員及び使用人が社内でコンプライアンス上問題のある行為を知ったときは、不利益を受けることがないことを保証したうえで通報することを義務づけ、内部通報窓口を社内外に設けて、適切な対応を行う。
 - エ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、組織・役員及び使用人一体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、その取扱いに関する社内規程に基づき、適正に保存及び管理を行う。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会を設置し、同規程に従ったリスク管理を行う。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会を原則毎月1回開催する他、適宜臨時に開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。
 - イ. 業務執行に際しては、職務権限を定めた社内規程を始め、各種の社内規程に基づき、効率的な意思決定を行う。
 - ウ. 職務の執行を効率的に行うために、適正な業務組織と分掌事項を設定する。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社における重要な意思決定についての当社の関与の仕組みや、業務執行にかかる重要事項について当社への報告を求める仕組みを社内規程により整備し、主要な子会社と連携して子会社の管理、監督を行うとともに、子会社の取締役等の職務の執行の効率化を図る。
 - イ. 当社の内部監査部門は、子会社の法令及び定款の遵守体制並びに内部統制システムの有効性を含めて監査を実施する。子会社を主管する部門は、これらの体制に是正又は改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずるよう、適切な指導を行う。
 - ウ. 当社のほか、適宜子会社においてもリスク管理規程を定め、当社と連携して当社グループ全体のリスクの把握、管理を行う。
 - エ. 当社のコンプライアンス委員会に、子会社のコンプライアンスに関連する事項を報告させ、当社グループ全体として取締役等及び使用人の法令及び定款の遵守に努めるとともに、当社グループ内の内部通報制度を整備し、適切な対応を行う。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する当社の監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査等委員会の職務を補助する組織を設置して監査業務の補助を行うものとし、その任命、異動については、監査等委員会の同意を必要とするものとする。
 - イ. 監査等委員会の職務を補助する組織に所属する者は、監査等委員会の指揮命令下で当該補助業務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取して行う。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は配置しないものとする。
- ⑦ 当社の監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社及び子会社の取締役等、監査役及び使用人は、取締役会以外で決定される重要な事項のほか、内部監査の結果等や、内部通報窓口への通報状況等について、直接の報告又は監査等委員会の職務を補助する組織との会議等を通じ、当社の監査等委員会に報告する。
 - イ. 当社の監査等委員会は、監査上必要とする書類の閲覧・報告を当社及び子会社の取締役又は使用人に求めることができる。
 - ウ. 当社グループは、上記の報告を行った者に対し、監査等委員会に当該報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行わない。
 - エ. 監査等委員による監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算を設ける。

なお、当事業年度中の2022年8月から10月にかけて、東京2020オリンピック・パラリンピックのスポンサー選考に関し、東京地方検察庁より捜査を受け、当社役員が贈賄の容疑で逮捕、起訴されました。

当社は、2023年1月23日付ガバナンス検証委員会調査報告書における指摘及び提言を真摯に受け止め、取締役会の監督機能の強化、企業風土の改善及び法令遵守意識の醸成等に向けた具体的な再発防止策の策定及び実施を進めております。今後さらに取組みを推進し、内部統制環境の強化を進めてまいります。

以上のほか、当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. コンプライアンス規程をグループウェアに掲示し、その周知に努めるとともに、規程に基づき、定期的また必要に応じてコンプライアンス委員会を適宜開催しております。
 - イ. 内部通報窓口を設置し、通報者保護を社内規程に明記するなど、適切に運用しております。
 - ウ. 反社会的勢力に対しては、行動規範を定めて、その中で反社会勢力とは一切の関係を持たないことを明確にするとともに、実務面においては、取引先に対する反社チェックや契約書において反社条項を盛り込むなどを実施しております。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録や決裁等の取締役の職務の執行にかかる情報（文書又は電磁的記録）は、文書管理規程等の社内規程により、適切に保存及び管理を行っております。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程をグループウェアに掲示し、その周知に努めるとともに、リスク管理委員会を適宜開催しております。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会については、当事業年度18回（定時取締役会12回、臨時取締役会6回）開催しております。
 - イ. 組織・業務分掌規程、職務権限規程、職務決裁基準表、取締役会規則等により組織、分掌、権限、責任を明確にするとともに、その内容についても定期的に見直しを図っております。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. グループ経営管理規程に基づいて、案件に応じて当社内で決裁又は報告を受けることにより、子会社の重要な意思決定について管理・監督を行っております。
 - イ. 当社の内部監査規程に基づいて、当社の内部監査部門が子会社の管理・監督を行っております。

- ウ. リスク管理委員会において、当社グループのリスクの識別、評価、対応に努めております。また、子会社においても、各々のリスクの識別、評価、対応に努めております。
 - エ. 当社のコンプライアンス委員会が、当社グループのコンプライアンス関連事案の把握を行っております。また、グループ内に整備した内部通報制度に基づき、各社において適切な対応を行っております。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する当社の監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
当社では、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置し、取締役からの独立性を確保するため、指揮命令及び評価は監査等委員会が行うこととしております。
- ⑦ 当社の監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員である取締役は、取締役会及び経営会議に出席し報告を受けております。その他、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など社内的重要な会議体への出席や重要書類の閲覧等が可能となっており、当社及び子会社における必要な情報を適正に入手できる体制が整備されています。
 - イ. 当社グループでは、監査等委員会へ報告を行った者については不利益な取扱いがなされないこととしております。
 - ウ. 監査等委員会の監査に必要な諸費用については、予算を設けております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対する利益配分を継続的に実施することが重要であると認識しており、その前提として永続的な企業経営を行うことが必要であると考えております。そのためには、企業体質の強化、将来の事業展開に備えた内部留保の充実が必要条件であると考えております。

その上で、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、安定的な配当額として1株当たり年間30円をベースとし、連結業績に応じた利益還元分を含めた配当性向30%以上を目標に株主還元を実施することを基本方針としております。

当社は剰余金の配当を年1回、期末に行うことを基本方針とし、剰余金の配当については、法令による別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める旨を定款に規定しております。また、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

2023年3月期の配当につきましては、1株当たり30円の配当を実施する予定です。なお、次期の配当につきましても1株当たり30円を予定しております。

内部留保につきましては、今後の事業展開のための戦略投資に充当し、業績の更なる向上に努めてまいります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	263,968	流 動 負 債	128,918
現 金 及 び 預 金	167,219	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	29,219
受 取 手 形	2,123	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	40,046
売 掛 金	48,670	未 払 金	14,474
契 約 資 産	2,627	未 払 法 人 税 等	4,010
棚 卸 資 産	25,587	契 約 負 債	13,822
前 払 費 用	1,973	預 り 金	9,132
預 け 金	4,716	賞 与 引 当 金	4,925
そ の 他	11,392	返 金 負 債	5,826
貸 倒 引 当 金	△341	株 式 給 付 引 当 金	605
固 定 資 産	118,930	役 員 株 式 給 付 引 当 金	2,088
有 形 固 定 資 産	68,574	そ の 他	4,765
建 物 及 び 構 築 物	26,728	固 定 負 債	30,808
機 械 及 び 装 置	1,792	長 期 借 入 金	25,219
工 具 、 器 具 及 び 備 品	2,801	繰 延 税 金 負 債	408
土 地	26,294	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,531
建 設 仮 勘 定	10,283	そ の 他	1,648
そ の 他	674	負 債 合 計	159,727
無 形 固 定 資 産	8,899	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	6,128	株 主 資 本	189,783
の れ ん	684	資 本 金	40,624
そ の 他	2,086	資 本 剰 余 金	76,290
投 資 そ の 他 の 資 産	41,455	利 益 剰 余 金	75,455
投 資 有 価 証 券	32,538	自 己 株 式	△2,587
退 職 給 付 に 係 る 資 産	23	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	12,765
繰 延 税 金 資 産	3,209	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,981
保 険 積 立 金	1,497	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,533
差 入 保 証 金	3,672	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	250
そ の 他	765	非 支 配 株 主 持 分	20,622
貸 倒 引 当 金	△250	純 資 産 合 計	223,171
資 産 合 計	382,898	負 債 純 資 産 合 計	382,898

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		255,429
売上原価		164,573
販売費及び一般管理費		90,856
営業利益		64,925
営業外収益		25,931
受取利息	587	
受取配当金	670	
持分法による投資利益	629	
為替差益	308	
売却益	117	
その他	253	2,566
営業外費用		
支払利息	123	
株式交付金	127	
その他	1,500	
経常利益	77	1,828
特別利益		26,669
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	16	
関係会社株式売却益	39	
特別損失	2	62
減損損失	3,183	
固定資産除却損	552	
投資有価証券評価損	109	
特別退職金	701	
特別調査費用	284	
解約違約金	531	
その他	16	5,379
税金等調整前当期純利益		21,352
法人税、住民税及び事業税	8,569	
法人税等調整額	△2,416	6,153
当期純利益		15,199
非支配株主に帰属する当期純利益		2,520
親会社株主に帰属する当期純利益		12,679

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	40,624	53,324	67,015	△1,928	159,036
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,239		△4,239
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			12,679		12,679
自 己 株 式 の 取 得				△1,303	△1,303
自 己 株 式 の 処 分		976		644	1,620
連 結 子 会 社 株 式 の 取得による持分の増減		10			10
連 結 子 会 社 の 増資による持分の増減		21,982			21,982
そ の 他		△2			△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	22,966	8,439	△659	30,746
当 期 末 残 高	40,624	76,290	75,455	△2,587	189,783

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	11,138	1,396	328	12,863	3,840	175,740
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△4,239
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益						12,679
自 己 株 式 の 取 得						△1,303
自 己 株 式 の 処 分						1,620
連 結 子 会 社 株 式 の 取得による持分の増減						10
連 結 子 会 社 の 増資による持分の増減						21,982
そ の 他						△2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,156	1,136	△78	△98	16,782	16,684
当 期 変 動 額 合 計	△1,156	1,136	△78	△98	16,782	47,430
当 期 末 残 高	9,981	2,533	250	12,765	20,622	223,171

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	221,823	流動負債	188,993
現金及び預金	158,491	支払手形	4,879
受取手形	1,856	買掛金	17,478
売掛金	33,939	1年内返済予定の長期借入金	40,000
契約資産	670	未払金	9,603
棚卸資産	18,113	未払法人税等	658
前払費用	621	契約負債	1,609
未収入金	4,051	預り金	105,128
その他	4,451	賞与引当金	2,903
貸倒引当金	△371	返金負債	4,796
固定資産	113,318	株式給付引当金	585
有形固定資産	53,280	役員株式給付引当金	347
建物	22,183	その他	1,000
構築物	303	固定負債	18,053
機械及び装置	1,698	長期借入金	15,000
工具、器具及び備品	876	退職給付引当金	2,419
土地	18,000	その他	633
建設仮勘定	10,213	負債合計	207,046
その他	5	(純資産の部)	
無形固定資産	2,941	株主資本	118,113
ソフトウェア	2,067	資本金	40,624
その他	873	資本剰余金	54,261
投資その他の資産	57,095	資本準備金	40,624
投資有価証券	27,710	その他資本剰余金	13,636
関係会社株式	25,101	利益剰余金	25,814
関係会社出資金	207	その他利益剰余金	25,814
繰延税金資産	122	繰越利益剰余金	25,814
保険積立金	1,495	自己株式	△2,587
差入保証金	1,321	評価・換算差額等	9,981
その他	1,376	その他有価証券評価差額金	9,981
貸倒引当金	△240	純資産合計	128,095
資産合計	335,141	負債純資産合計	335,141

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		129,883
売上原価		90,048
売上総利益		39,835
販売費及び一般管理費		38,338
営業利益		1,496
営業外収入		
受取利息	535	
受取配当金	4,500	
為替差益	232	
その他	111	
営業外費用		5,493
支払利息	171	
その他	1,500	
経常利益	207	1,878
特別利益		5,111
抱合せ株式消滅差益	19	
投資有価証券売却益	16	
役員権の売却益	36	
その他	0	72
特別損失		
減価償却損失	3,090	
固定資産除却損	495	
関係会社株式評価損	215	
特別退職金	701	
特別調査費用	284	
解約違約金	516	
その他	57	5,360
税引前当期純利益		△176
法人税、住民税及び事業税	880	
法人税等調整額	△1,863	△983
当期純利益		806

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	40,624	40,624	12,660	53,285	29,247	29,247
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△4,239	△4,239
当 期 純 利 益					806	806
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			976	976		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	976	976	△3,432	△3,432
当 期 末 残 高	40,624	40,624	13,636	54,261	25,814	25,814

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,928	121,229	11,138	11,138	132,367
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△4,239			△4,239
当 期 純 利 益		806			806
自 己 株 式 の 取 得	△1,303	△1,303			△1,303
自 己 株 式 の 処 分	644	1,620			1,620
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△1,156	△1,156	△1,156
当 期 変 動 額 合 計	△659	△3,115	△1,156	△1,156	△4,272
当 期 末 残 高	△2,587	118,113	9,981	9,981	128,095

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社KADOKAWA
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原科博文
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 脇本恵一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社KADOKAWAの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社KADOKAWA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社KADOKAWA
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原科博文
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 脇本恵一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社KADOKAWAの2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関しましては、事業報告記載のとおり、過年度において役員による不適切行為があった旨の報告を受けております。これに関し、監査等委員会は、かかる不適切行為が行われたものと認めます。
上記を除いては、取締役の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、上記のとおり、過年度における役員による不適切行為が判明したため、当社の内部統制システムを点検した結果、同システムには、運用上改善すべき点があると認めます。
- ④当社は、上記の役員による不適切行為が判明したことを受け、当社と利害関係を有しない外部の専門家を中心とした「ガバナンス検証委員会」を設置し、同委員会によるガバナンス・内部統制を含む原因の究明と再発防止に向けた改善策の提言をまとめた報告書を受領いたしました。監査等委員会は、取締役会がかかる指摘や提言を受け、当社の指名委員会等設置会社への移行をはじめとするガバナンス体制の改善を進めていることを確認しており、かかる改善案の策定・実施状況を今後とも監査してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社KADOKAWA 監査等委員会

監査等委員 森 泉 知行

監査等委員 船 津 康 次

監査等委員 渡 邊 顯

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、東京2020オリンピック・パラリンピックのスポンサー選考における当社役職員の不祥事を踏まえた再発防止及び機動的な経営の推進のため、取締役会の経営に対する監督機能の強化、監督と執行の明確な分離による経営の透明性向上及び意思決定の迅速化を図ることを目的に、取締役会から法的に明確な責任を負う執行役へ大幅に業務執行権限を委譲することが可能であり、かつ過半数の社外取締役によって構成される3つの委員会を有する指名委員会等設置会社へ移行したいと考えております。

これに伴い、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会並びに執行役に関する条項の新設、監査等委員及び監査等委員会に関する条項の削除等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものいたします。

(下線部分が変更箇所です。)

現行定款	変更定款案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 1 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 <条文省略> (株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u> 2 取締役社長に事故があるときは、<u>予め取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 <u>(2) 指名委員会、報酬委員会及び監査委員会</u> <u>(3) 執行役</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 1 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。</u> 3 <現行どおり> (株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき予め取締役会の定めた取締役が招集する。当該取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u> 2 株主総会の議長は、<u>予め取締役会で定めた代表執行役がこれにあたる。当該代表執行役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の執行役がこれにあたる。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条</p> <p>1 <u>当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>12名以内とする。</u></p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条</p> <p>当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条</p> <p>1 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 <条文省略></p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条</p> <p>1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <現行どおり></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条</p> <p>1 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条</p> <p>取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更定款案
<p><u>(代表取締役及び役付取締役)</u></p> <p>第22条</p> <p>1 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の役付取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(削除以降条数繰り上げ)</p>
<p><u>(業務執行)</u></p> <p>第23条</p> <p>1 取締役社長は、当社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の取締役は、代表取締役を補佐してその業務を分掌する。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p>
<p>第24条</p> <p>1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第22条</p> <p>1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会の定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>前項の取締役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p><u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第27条</p> <p>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</p>	<p>(削除以降条数繰り上げ)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>報酬委員会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 1 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>	<p>(削除 以降条数繰り上げ)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設 以降条数繰り下げ)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 指名委員会等</p> <p>(委員の選定方法)</p> <p>第29条 指名委員会、報酬委員会及び監査委員会は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(委員会規則)</p> <p>第30条 指名委員会、報酬委員会及び監査委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める各委員会の規則による。</p>

現行定款	変更定款案
(新 設)	第6章 執行役
(新 設)	(執行役の選任)
	第31条
	執行役は、取締役会の決議によって選任する。
(新 設)	(執行役の任期)
	第32条
	執行役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。
(新 設)	(代表執行役及び役付執行役)
	第33条
	1 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。
	2 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から役付執行役若干名を定めることができる。
(新 設)	(執行役の報酬等)
	第34条
	執行役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、報酬委員会の決議によって定める。
(新 設)	(執行役の責任免除)
	第35条
	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
(新 設)	(執行役規則)
	第36条
	執行役に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める執行役規則による。

第2号議案 取締役13名選任の件

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、指名委員会等設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	なつ の たけし 夏野 剛	代表取締役社長	再任
2	やました なおひさ 山下 直久	代表取締役	再任
3	むらかわ しのぶ 村川 忍	取締役	再任
4	かせ のりこ 加瀬 典子	取締役	再任
5	かわかみ のぶお 川上 量生	取締役	再任
6	しゅう きんねい 周 欣寧	取締役	再任
7	うのうら ひろお 鵜浦 博夫	社外取締役	再任 社外 独立
8	ジャーマン・ルース マリー	社外取締役	再任 社外 独立
9	すぎやま ただあき 杉山 忠昭	—	新任 社外 独立
10	ささもと ゆう 笹本 裕	—	新任 社外 独立
11	しば あきひこ 芝 昭彦	—	新任 社外 独立
12	うざわ あゆみ 宇澤 亜弓	—	新任 社外 独立
13	マクドナルド デービッド	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 <p>夏野 剛 (1965年3月17日生)</p>	<p>1988年4月 (株)東京ガス 入社 1990年6月 (株)ハイパーネット 取締役副社長 1997年9月 エヌ・ティ・ティ移動通信網(株) [現(株)NTTドコモ] 入社 2005年6月 同社 執行役員マルチメディアサービス部長 2008年5月 慶應義塾大学 政策メディア研究科特別招聘教授 2008年6月 セガサミーホールディングス(株) 社外取締役 2008年6月 トランス・コスモス(株) 社外取締役 2008年12月 (株)ダウンゴ 取締役 2009年6月 (株)ディー・エル・イー 社外取締役 2009年9月 グリー(株) 社外取締役(現任) 2010年12月 (株)U-NEXT [現(株)USEN-NEXT HOLDINGS] 社外取締役(現任) 2014年10月 当社 取締役 2016年6月 トランス・コスモス(株) 社外取締役監査等委員(現任) 2016年8月 日本オラクル(株) 社外取締役(現任) 2017年6月 (株)AWSホールディングス [現(株)Ubi comホールディングス] 社外取締役 2017年6月 (株)海外需要開拓支援機構 社外取締役 2018年6月 (株)ムービーウォーカー 代表取締役会長 2018年10月 (株)ブックウォーカー 取締役 2018年11月 (株)KADOKAWA [現(株)KADOKAWA FuturePublishing] 取締役 2019年2月 (株)ダウンゴ 代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社 取締役 2020年4月 近畿大学 特別招聘教授情報学研究所長(現任) 2021年6月 当社 代表取締役社長(現任) 2022年6月 HRソリューションズ(株) 社外取締役(現任) KADOKAWA WORLD ENTERTAINMENT, INC. Director,Chairman(現任)</p>	183,700株
<p>[取締役候補者とした理由] 夏野剛氏は当社及び当社子会社である(株)ダウンゴの代表取締役社長に就任しております。当事業年度においては、当社役職員の不祥事を踏まえ設置したガバナンス検証委員会の調査報告書の内容に基づき、再発防止策策定の中心的な役割を果たし、当社のコーポレート・ガバナンス再構築に向け、強いリーダーシップを発揮いたしました。その他、多くの会社の役員を歴任しており、同氏の経営者としての豊富な経験と高い見識が、当社取締役としての職務の適切な遂行に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。 [当事業年度における取締役会出席状況] 18回中18回(100%)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	 <p data-bbox="266 636 421 700">やま した なお ひさ 山下 直久 (1958年2月9日生)</p>	<p>1981年1月 (株)角川書店〔現(株)KADOKAWA Future Publishing〕入社</p> <p>2007年1月 (株)角川書店 取締役</p> <p>2007年4月 (株)角川プロダクション 取締役</p> <p>2007年6月 (株)富士見書房 代表取締役社長</p> <p>2008年3月 (株)キャラアニ 取締役</p> <p>2010年4月 (株)角川学芸出版 代表取締役社長</p> <p>2010年4月 台湾国際角川書店股份有限公司 董事</p> <p>2012年6月 (株)角川書店 代表取締役専務</p> <p>2012年6月 (株)角川エディトリアル〔現 パーソルメディアスイッチ(株)〕代表取締役社長</p> <p>2013年12月 (株)汐文社 取締役</p> <p>2014年7月 (株)角川ブックナビ 代表取締役社長</p> <p>2014年7月 (株)KADOKAWA〔現(株)KADOKAWA Future Publishing〕取締役</p> <p>2015年10月 (株)ビルディング・ブックセンター 取締役</p> <p>2016年4月 (株)KADOKAWA〔現(株)KADOKAWA Future Publishing〕常務執行役員</p> <p>2016年7月 (株)ブックウォーカー 取締役</p> <p>2016年7月 (株)エイガウォーカー〔現(株)ムービーウォーカー〕取締役</p> <p>2017年7月 (株)G'zブレイン〔現(株)KADOKAWA Game Linkage〕取締役</p> <p>2019年2月 当社 執行役員</p> <p>2019年4月 KADOKAWA〔現(株)KADOKAWA Future Publishing〕常務執行役員グループ 人事・総務本部長</p> <p>2019年7月 当社 常務執行役員グループ人事・総務本部長</p> <p>2020年6月 当社 取締役</p> <p>2021年6月 当社 代表取締役(現任)</p>	36,022株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>山下直久氏は当社の代表取締役に就任しております。当事業年度においては、当社役職員の不祥事を踏まえ設置したガバナンス検証委員会の調査報告書の内容に基づき、再発防止策策定の中心的な役割を果たし、当社のコーポレート・ガバナンス再構築に向け、強いリーダーシップを発揮いたしました。その他、当社及びその子会社の取締役を歴任し、当社及びその子会社に精通しております。同氏の当社における人事・総務業務の経験と当社及びその子会社の経営における豊富な経験と高い見識が、当社取締役としての職務の適切な遂行に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>[当事業年度における取締役会出席状況] 18回中18回(100%)</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	 <p data-bbox="266 565 422 625">むら かわ し の ぶ 村 川 忍 (1964年10月14日生)</p>	<p>1999年10月 (株)角川書店〔現(株)KADOKAWA Future Publishing〕入社</p> <p>2012年6月 同社 取締役</p> <p>2013年10月 (株)KADOKAWA〔現(株)KADOKAWA Future Publishing〕ECC統括本部富士見書房BC BC長</p> <p>2015年4月 同社 営業企画局局长</p> <p>2016年4月 同社 執行役員営業企画局局长、宣伝局局长</p> <p>2018年6月 (株)角川ブックナビ 取締役</p> <p>2018年10月 (株)ブックウォーカー 取締役(現任)</p> <p>2018年11月 (株)角川ブックナビ 代表取締役社長</p> <p>2018年11月 (株)汐文社 取締役(現任)</p> <p>2018年11月 (株)KADOKAWA Game Linkage 取締役(現任)</p> <p>2018年11月 (株)ビルディング・ブックセンター 取締役</p> <p>2018年12月 (株)モバイルブック・ジーピー 社外取締役(現任)</p> <p>2019年5月 (株)KADOKAWA KEY-PROCESS 取締役(現任)</p> <p>2019年7月 (株)KADOKAWA Future Publishing 取締役(現任)</p> <p>2019年7月 当社 執行役員プロダクトマーケティング本部 副本部長</p> <p>2021年6月 当社 執行役員Chief Operating Officer 兼 MD 事業推進室長</p> <p>2022年4月 (株)ビルディング・ブックセンター 代表取締役社長(現任)</p> <p>2022年6月 当社 取締役執行役員(現任)</p>	10,768株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>村川忍氏は当社の取締役執行役員に就任しております。また、営業、マーケティングをはじめとした様々な分野で活躍する他、当社の子会社の取締役を歴任し、当社及びその子会社に精通しております。同氏の豊富な経験と高い見識が、当社取締役としての職務の適切な遂行に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>[当事業年度における取締役会出席状況] 15回中15回(100%)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	 <p>か せ の り こ 加 瀬 典 子 (1961年9月23日生)</p>	<p>1985年4月 (株)アスキー 入社 2006年4月 同社 法人営業部部长 2017年4月 (株)KADOKAWA [現(株)KADOKAWA Future Publishing] アスキー・メディアワークス事業局第7編集部部长 2018年4月 (株)角川アスキー総合研究所 アスキー事業部事業部部长 2019年7月 同社 代表取締役社長 (現任) 2020年6月 当社 取締役 (現任)</p>	9,800株
<p>[取締役候補者とした理由] 加瀬典子氏は当社取締役に就任しております。また、書籍編集、法人営業をはじめとした様々な分野において活躍し、現在は(株)角川アスキー総合研究所の代表取締役社長に就任しております。同氏の豊富な経験と高い見識が、当社取締役としての職務の適切な遂行に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。 [当事業年度における取締役会出席状況] 18回中18回 (100%)</p>			
5	 <p>かわ かみ のぶ お 川 上 量 生 (1968年9月6日生)</p>	<p>1991年4月 (株)ソフトウェアジャパン 入社 1997年8月 (株)ドワンゴ 代表取締役社長 2000年9月 同社 代表取締役会長 2006年6月 エイベックス・グループ・ホールディングス(株) 社外取締役 2011年6月 (株)角川グループホールディングス [現(株)KADOKAWA Future Publishing] 取締役 2013年6月 (株)カラー 取締役 (現任) 2014年6月 (株)ブックウォーカー 取締役 2014年6月 (株)角川アスキー総合研究所 取締役 2014年10月 当社 代表取締役会長 2015年6月 当社 代表取締役社長 2016年10月 (株)テクテック 取締役 2017年7月 (株)G'zブレイン [現(株)KADOKAWA Game Linkage] 取締役 2017年12月 (株)ドワンゴ 取締役CTO 2018年2月 (株)バカー 取締役 2019年2月 (株)ドワンゴ 顧問 (現任) 2019年2月 当社 取締役 (現任) 2020年10月 (株)バーチャルキャスト 取締役会長 (現任) 2022年6月 公益財団法人 角川文化振興財団 理事長 (現任)</p>	8,193,800株
<p>[取締役候補者とした理由] 川上量生氏は当社取締役に就任しております。また、当社子会社である(株)ドワンゴを設立し、同社の代表取締役を長年務め、現在は同社顧問に就任しております。同氏の豊富な経験と高い見識が、当社取締役としての職務の適切な遂行に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。 [当事業年度における取締役会出席状況] 18回中16回 (89%)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	 <p>しゅう きん おい 周 欣 寧 (1977年7月10日生)</p>	<p>2000年7月 EJ PR AGENCY Ltd. 入社 2003年7月 台湾角川股份有限公司 版權部主任 2008年7月 KADOKAWA HOLDINGS ASIA 中国事業開発担当 2011年5月 台湾角川股份有限公司 デジタル事業部長 2014年3月 KADOKAWA HOLDINGS ASIAシンガポールオフィス 駐在代表 2015年4月 DeNA China Senior Strategy Planner 2016年4月 当社 入社 2018年4月 当社 海外事業局海外統括室事業戦略課課長 2018年4月 (株)J-GUIDE Marketing [現(株)KADOKAWA Global Marketing] 常務取締役 2021年4月 同社 代表取締役社長 (現任) 2021年6月 当社 取締役 (現任)</p>	700株
<p>[取締役候補者とした理由] 周欣寧氏は当社取締役就任しております。また、当社子会社である(株)KADOKAWA Global Marketing代表取締役社長を務める他、当社の海外グループ会社をはじめとする海外企業での経験を通じて海外事業に精通しております。同氏の海外事業における豊富な経験と高い見識が、当社取締役としての職務の適切な遂行に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。 [当事業年度における取締役会出席状況] 18回中18回 (100%)</p>			
7	 <p>うの うら ひろ お 鵜 浦 博 夫 (1949年1月13日生)</p>	<p>1973年4月 日本電信電話公社 [現 日本電信電話 (株)] 入社 2002年6月 同社 取締役第一部門長 2005年6月 同社 取締役第五部門長 2007年6月 同社 常務取締役経営企画部門長兼中期経営戦略推進室次長 2008年6月 同社 代表取締役副社長 新ビジネス推進室長 2012年6月 同社 代表取締役社長 2018年6月 同社 相談役 2019年6月 三菱重工業 (株) 社外取締役監査等委員 (現任) 2021年6月 当社 社外取締役 (現任) 2021年7月 日本電信電話 (株) 特別顧問 (現任)</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 鵜浦博夫氏は当社社外取締役に就任しております。また、日本電信電話(株)において、国内ビジネス競争力・収益力の強化、海外ビジネスの拡大等に取り組むなど最先端分野で活躍する経営トップとして豊富な知見・経験等を有しており、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を経営に活かしていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合は指名委員及び報酬委員として当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。 [当事業年度における取締役会出席状況] 18回中18回 (100%)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	 <p>ジャーマン・ルース マリー (1966年5月30日生)</p>	<p>1988年12月 (株) リクルート 入社 2000年12月 (株) スペースデザイン 入社 2008年4月 同社 取締役 2012年4月 (株) ジャーマン・インターナショナル代表取締役社長 (現任) 2012年6月 一般社団法人 HRM協会 理事 (現任) 2019年6月 富士紡ホールディングス (株) 社外取締役 (現任) 2020年6月 当社 社外取締役 (現任)</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] ジャーマン・ルース マリー氏は、当社社外取締役に就任しております。(株)ジャーマン・インターナショナルを設立し、代表取締役に就任されております。グローバル展開、インバウンド事業及び女性の活躍支援等での豊富な経験と高い見識を経営に活かしていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合は指名委員及び報酬委員として当社の役員候補者の選定及び役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。 [当事業年度の取締役会出席状況] 18回中18回 (100%)</p>			
9	 <p>すぎ やま ただ あき 杉山 忠 昭 (1958年3月30日生)</p>	<p>1980年4月 花王石鹼 (株) [現 花王 (株)] 入社 2003年3月 花王 (株) 法務・コンプライアンス部門法務部長 2012年6月 同社 執行役員法務・コンプライアンス部門統括 2014年3月 同社 執行役員法務・コンプライアンス部門統括兼情報システム部門担当 2014年3月 (株) カネボウ化粧品 取締役 2014年3月 Kao USA Inc., Member of the Board 2014年3月 Kao Germany GmbH, Supervisory Board Member</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 杉山忠昭氏は、長年にわたり花王(株)において法務・コンプライアンス部門の責任者を務めるとともに、現在会員数1,300社を超える企業法務の団体である経営法友会において、2011年から2018年まで、代表幹事を務めるなど、法務・コンプライアンス領域における豊富な経験と高い見識を有しております。これらの知見を経営に活かしていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合は指名委員及び監査委員として当社の役員候補者の選定及び監査機能強化に対し、独立した立場から関与いただく予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	 <p data-bbox="267 382 422 446"> ささもと ゆう 笹本 裕 (1964年9月4日生) </p>	<p>1988年4月 (株)リクルート 入社 2002年12月 エム・ティー・ヴィー・ジャパン (株) [現バイアコム・ネットワークス・ジャパン (株)] 代表取締役社長兼CEO 2007年1月 マイクロソフト (株) 執行役員 2009年2月 マイクロソフト (株) 常務執行役員 2014年2月 Twitter Japan (株) 代表取締役 2017年1月 Twitter, Inc., JPKR, Client Solutions 事業担当副社長 2021年5月 Twitter, Inc., JAPAC, Twitter Client Solutions 事業担当副社長 2021年6月 (株)サンリオ 社外取締役 (現任)</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 笹本裕氏は、Twitter Japan(株)の代表取締役並びにTwitter, Inc., JAPAC,の副社長を務め、Twitterの日本及びアジア事業の成長を牽引した他、マイクロソフト(株)常務執行役員として同社オンライン事業の成長に貢献する等、IT・テクノロジー分野をはじめとする様々な分野において経営トップとして豊富な経験と高い見識を有しております。これらの知見を経営に活かしていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合は報酬委員として当社の役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。</p>			
11	 <p data-bbox="267 934 422 997"> しばあきひこ 芝 昭彦 (1967年3月30日生) </p>	<p>1991年4月 警察庁 入庁 2004年10月 弁護士登録 2004年10月 国広総合法律事務所 入所 2010年4月 芝経営法律事務所 [現 芝・田中経営法律事務所] 設立 2010年5月 フクダ電子 (株) 社外監査役 2010年6月 (株)プリンスホテル 社外監査役 2010年6月 (株)ベリサーブ 社外取締役 2011年6月 岡本硝子 (株) 社外監査役 2013年6月 空港施設 (株) 社外監査役 (現任) 2013年12月 (株)みんなのウェディング [現 (株)エニマリ] 社外取締役 2015年6月 日本ハム (株) 社外監査役 (現任) 2018年3月 (株)北海道ボールパーク 監査役 2021年9月 デジタル庁 コンプライアンス委員会 委員 (現任)</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 芝昭彦氏は、弁護士として法律に関する高い専門性を有し、また、多くの企業において社外役員を歴任しており、法務・ガバナンス分野をはじめとして豊富な経験と高い見識を活かした専門的な観点から取締役の職務執行に関する監督・助言等いただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合は監査委員として監査機能強化に対し、独立した立場から関与いただく予定です。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
12	 <p data-bbox="267 435 422 498">う ざわ あ ゆみ 宇 澤 亜 弓 (1967年6月21日生)</p>	<p>1990年10月 監査法人朝日新和会計社〔現 有限責任あずさ監査法人〕入所</p> <p>1994年 8 月 公認会計士 登録</p> <p>1995年 8 月 監査法人トーマツ〔現 有限責任監査法人トーマツ〕入所</p> <p>1999年 4 月 警視庁 刑事部捜査第二課 (財務捜査官・警部)</p> <p>2004年11月 証券取引等監視委員会事務局 特別調査課</p> <p>2011年 3 月 公認会計士宇澤事務所 代表者 (現任)</p> <p>2011年 7 月 公認不正検査士 登録</p> <p>2011年 7 月 最高検察庁 金融証券専門委員会 参与 (現任)</p> <p>2012年 6 月 一般社団法人 日本公認不正検査士協会 理事</p> <p>2013年 6 月 明治機械 (株) 社外取締役</p> <p>2014年12月 ジャパンベストレスキューシステム (株) 社外取締役</p> <p>2016年 9 月 アウロラ債権回収 (株) 監査役 (現任)</p> <p>2022年 6 月 (株) 東芝 社外取締役 (現任)</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>宇澤亜弓氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高い専門性を有し、また、多くの企業において社外役員または第三者委員会委員を歴任しております。財務・会計をはじめとする豊富な経験と高い見識を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に関する監督・助言等いただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合は監査委員として監査機能強化に対し、独立した立場から関与いただく予定です。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
13	 マクドナルド デービッド (1973年2月6日生)	1999年9月 NTTドコモ(株)入社 2004年11月 ウォルト・ディズニー・ジャパン(株) インターネットグループアジアパシフィック担当 シニアマネージャー 2006年4月 同社 インターネットグループアジアパシフィック ダイレクター 2009年2月 グーグル 合同会社 YouTubeオンラインセールズ &オペレーション統括 2018年3月 ディスカバリー・ジャパン(株) General Manager 2018年11月 同社 代表取締役社長 2020年3月 ディスカバリー・ジャパン 合同会社 代表執行役員兼社長 2022年6月 Warner Bros. Discovery, Inc. 副社長日本ネット ワーク事業部門長 2023年2月 DJMAC 合同会社 代表(現任)	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>マクドナルド デービッド氏は、ディスカバリー・ジャパン(株)の代表取締役社長を務め同社のデジタル化及び新規事業開発等に取り組み、また、グーグル合同会社においてYouTubeコンテンツチームの統括を務め、海外事業展開を進める等、当社事業と親和性のあるコンテンツ制作及びIT・テクノロジー等をはじめとする多様な分野における豊富な経験と高い見識を有しております。これらの知見を経営に活かしていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏が選任された場合は報酬委員として当社の役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者のうち、鶴浦博夫氏、ジャーマン・ルース マリー氏、杉山忠昭氏、笹本裕氏、芝昭彦氏、宇澤亜弓氏及びマクドナルド デービッド氏の7名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 取締役候補者のうち、鶴浦博夫氏、ジャーマン・ルース マリー氏、杉山忠昭氏、笹本裕氏、芝昭彦氏、宇澤亜弓氏及びマクドナルド デービッド氏の7名は、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため指定を義務付けている独立役員の候補者であります。なお当社では、独立役員の指定に際し、その独立性の基準として、(株)東京証券取引所が定める独立性基準に加えて当社との取引等において金額等の基準を以下のように定めております。
- ・以下のいずれにも該当しないこと
 - ①当社グループを取引先とし、当社グループに対する売上高が、当該取引先の直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、当該取引先の連結売上高の2%以上となる者、又はその業務執行者
 - ②当社グループの取引先であり、当該取引先に対する売上高が、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において当社連結売上高の2%以上となる者、又はその業務執行者
 - ③当社が多額の借入れ(借入額が直近事業年度末の当社連結総資産額の2%以上)をしている金融機関の業務執行者
 - ④当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産として、現在及び過去3年間において、個人の場合、受け取っている金額が年間1,000万円以上、法人の場合、過去3年間の平均報酬額が当該法人の総売上高の2%以上を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)
 - ⑤当社グループからの寄付の合計額が、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、年間1,000万円又は当該事業年度における寄付を受けた団体の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体の業務執行者
 - ⑥現在及び過去3年間において当社グループの会計監査人であった者(法人であるときは、当社グループの監査業務を担当していた者)

- ⑦当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者（法人であるときは、その業務執行者）
3. 取締役候補者川上量生氏は、公益財団法人角川文化振興財団理事長に就任しており、当社は同法人との間で、土地及び事務所の賃借、商品仕入れ、業務委託費の支払い、協賛金の支出等の取引があります。
その他取締役候補者と当社との間に、特別な利害関係はございません。
 4. 当社は、社外取締役候補者鵜浦博夫氏及びジャーマン・ルース マリー氏との間で、会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、鵜浦博夫氏及びジャーマン・ルース マリー氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
また、社外取締役候補者杉山忠昭氏、笹本裕氏、芝昭彦氏、宇澤亜弓氏及びマクドナルド デービッド氏が選任された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容は事業報告「会社役員 の状況【役員等賠償責任保険契約の内容の概要等】」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 取締役候補者のうち、鵜浦博夫氏及びジャーマン・ルース マリー氏は、当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は、本總會終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
鵜浦 博夫氏 2年
ジャーマン・ルース マリー氏 3年
 7. 取締役候補者のうち、鵜浦博夫氏及びジャーマン・ルース マリー氏が社外取締役として在任中でありました2022年8月から10月にかけて、東京2020オリンピック・パラリンピックのスポンサー選考に関し、当社役員が東京地方検察庁より捜査を受け、当社役員が贈賄の容疑で逮捕、起訴されました。両氏は、本事実が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。従前から取締役会等において法令遵守の実効性について監督を行ってまいりました。また、鵜浦博夫氏はガバナンス検証委員会及び経営改革推進委員会委員として、ジャーマン・ルース マリー氏はガバナンス検証委員会の委員として、本事実の原因究明と再発防止に取り組む等、その職責を果たしております。

<ご参考：委員会の構成予定>

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役13名選任の件」が承認可決された場合の委員会構成は次のとおりを予定しております。

候補者番号	氏名	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
7	鵜浦 博夫	○	○	
8	ジャーマン・ルース マリー	○	○	
9	杉山 忠昭	○		○
10	笹本 裕		○	
11	芝 昭彦			○
12	宇澤 亜弓			○
13	マクドナルド デービッド		○	

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリクス

当社は、出版、映画、アニメ、ゲーム、およびUGC (User Generated Content) など、多彩なポートフォリオからなるIP (Intellectual Property) を安定的に創出し、テクノロジーをより一層活用することで、それらを世界に広く届けることを中核とする「グローバル・メディアミックス with Technology」の推進を中期計画での基本方針としています。取締役の選任に際しては、上記を踏まえ、当社中期計画基本方針と関連の深い事業経験を有する方または企業不祥事の再発防止のためガバナンスに関する知見を有する方を軸に候補を検討し、全体として多様性、専門性、知見を有したバランスのとれた構成とすることとしております。なお、取締役の選任手続に関しては、指名・評価報酬委員会が候補者を答申し、取締役会において決定することとしております。

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリクスは次のとおりとなります。

	企業 経営	コンテンツ 製作	営業 マーケティング	IT テクノロジー	財務 会計	法務 ガバナンス	人事 人材開発	国際 経験	異業種 多様性
夏野 剛	●			●				●	●
山下 直久	●	●	●				●		
村川 忍		●	●						
加瀬 典子	●	●	●						
川上 量生	●	●	●	●					
周 欣寧			●					●	
鵜浦 博夫	●				●		●		●
ジャーマン・ルース マリー	●		●					●	●
杉山 忠昭						●			●
笹本 裕	●		●	●				●	
芝 昭彦						●			●
宇澤 亜弓					●	●			●
マクナル・デビッド	●	●		●				●	

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年6月21日（水曜日）の午後6時30分まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・ スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。
5. 招集ご通知の受領方法について
ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン又はスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

以 上

<p>システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） 電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）</p>

株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県所沢市東所沢和田三丁目31番地3
ところざわサクラタウン ジャパンパビリオン ホールA



JR東日本 武蔵野線 東所沢駅より徒歩約10分

お土産のご用意はございません。
何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。右図を読み取りください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。